

○南伊豆地域清掃施設組合負担金に関する規則

南伊豆地域清掃施設組合規則第14号

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、南伊豆地域清掃施設組合規約（令和5年地市第749号。以下「組合規約」という。）第12条に規定する関係市町の負担金に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合 南伊豆地域清掃施設組合をいう。
- (2) 関係市町 組合を構成する下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町をいう。
- (3) 組合予算 南伊豆地域清掃施設組合予算（補正予算を含む。）をいう。

(建設費の分類)

第3条 組合規約別表に掲げる広域ごみ処理施設の建設費とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 施設の建設に係る経費として、組合予算の衛生費に分類されるもの
- (2) 施設の建設に伴い借り入れた地方債の償還に係る経費として、組合予算の公債費に分類されるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、建設費として取り扱うことが適切なもの

(運営費の分類)

第4条 組合規約別表に掲げる組合及び広域ごみ処理施設の運営費とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 組合議会の運営に係る経費として、組合予算の議会費に分類されるもの
- (2) 一般管理費として、組合予算の総務費に分類されるもの
- (3) 施設運営費として、組合予算の衛生費に分類されるもの
- (4) 組合予算の予備費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、運営費として取り扱うことが適切なもの

(算出方法)

第5条 負担金は、事業費から国庫支出金、地方債等の財源を控除した残額を対象とする。

- 2 負担金は、均等割から算出し、次に人口割又はごみ量割を算出する。
- 3 均等割は、負担金の対象となる額に建設費にあつては100分の40を、運営費にあつては100分の20を乗じ、これを4等分した額とする。この場合において、千円未満（精算時は円未満）の端数は切り捨てる。
- 4 人口割又はごみ量割は、負担金の対象となる額から前項の規定により算出した均等割額の合計を差し引いた残額（次項において「人口割又はごみ量割対象額」という。）に関係市町ごとの負担割合を乗じて得た額とする。この場合において、千円未満（精算時は円未満）の端数は四捨五

入する。

- 5 前項の規定により算出した額の合計が人口割又はごみ量割対象額と一致しない場合は、四捨五入の影響が最も少ない市町で調整するものとする。

(人口割の負担割合)

第6条 人口割は、当該会計年度の直近の国勢調査人口により算出する。

- 2 関係市町ごとの負担割合は、小数点以下第5位を四捨五入し、小数点以下第4位までを求め、これに100を乗じて得た割合とする。
- 3 前項の規定により算出した負担割合の合計が100とならない場合は、四捨五入の影響が最も少ない市町で調整するものとする。

(ごみ量割の負担割合)

第7条 ごみ量割は、当分の間、当該会計年度の直近における過去3年間の一般廃棄物処理事業実態調査におけるごみ総排出量により算出する。

- 2 関係市町ごとの負担割合は、小数点以下第5位を四捨五入し、小数点以下第4位までを求め、これに100を乗じて得た割合とする。
- 3 前項の規定により算出した負担割合の合計が100にならない場合は、四捨五入の影響が最も少ない市町で調整するものとする。

(納期)

第8条 負担金の納入回数及び納入期限は、次に掲げるとおりとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、関係市町と協議の上、納入回数及び納入期限を調整することができる。

- (1) 第1期 4月30日
- (2) 第2期 7月31日
- (3) 第3期 10月31日
- (4) 第4期 1月31日

- 2 前項の納入期限が組合の休日に当たるときは、その翌日を期限とする。

(納入方法)

第9条 負担金の納入は、組合が発行する納入通知書により行うものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、関係市町の負担金に関し必要な事項は、管理者が関係市町と協議して定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。